

平戸市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成29年2月24日(金) 午前9時30分から午前11時55分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(28人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉
8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市
13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男	16番 瀧山 博
17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治	20番 藤沢 和正
21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸
25番 横尾 秀雄	27番 松本 一郎	28番 福田 延之	29番 藤永 和之
30番 西川 靖子	32番 宮田 克幸		

4. 欠席委員(4人)

1番 吉福 弘実 4番 七種 一郎 12番 川尻 修治 26番 大浦 正巳

5. 欠員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告 第 30 号 農地改良等届出について

報告 第 31 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告 第 32 号 農地法第5条の規定による届出について

報告 第 33 号 農地法第5条に係る違反転用について

議案 第 55 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 56 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第 57 号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案 第 58 号 非農地通知申出について
議案 第 59 号 第11回農用地利用集積計画(案)について
議案 第 60 号 第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案 第 61 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて
議案 第 62 号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
議案 第 63 号 農作業賃金の標準額(案)について
議案 第 64 号 農地台帳の点検の実施について

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博
主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成29年2月期第11回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

おはようございます。本日は平成29年2月期第11回総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

早いもので2月も終わりに近づいてまいりました。皆様方におかれては、農繁期の忙しい時期を迎える直前でございます。お体に十分気をつけていただいて、特に季節の変わり目でもございます。健康に留意されて農作業に励んでいただきたいと思います。私たちの任期も丁度、一年を残すところとなっております。一年後は新制度に移行するわけでございますが、その件につきましても、その他の項目で事務局からお話があると思います。

振り返りますと、公選での仕事が一年残っているところでございます。私たちの任務を十分ご認識いただいて、新制度に移行する足がかりにしなければならないわけであります。最後の締めくくりの一年といっても過言ではないと思います。どうかひとつ皆さん方のご協力を得て、旧制度の締めくくりをやっていきたいと考えております。ご協力を申し上げたいと思います。

さて、2月19日日曜日でございますけれども、市民表彰式が文化センターで開催されました。私達の仲間であり、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の4名が地方自治功労者として表彰を受けられました。そして、〇〇委員が環境衛生功労者という事で受賞されました。〇〇委員につきましては長年の交通安全功労者というダブル受賞という事になったわけです。ご本人はもちろんのこと、ご家族、関係者の皆さんのお喜びもひとしおかと思っております。どうか一つ、今後ともこの受賞に恥じない行動をとっていかれることと思っておりますので、猶一層のご精進を期待するものでございます。3月総会後に祝賀会を計画しておりますので、後で事務局からご案内があると思っております。よろしくご協力をお願いいたします。

本日は議案が多いので大変時間もかかると思いますが、皆様方のご支援ご協力によりまして、議事進行がスムーズに進みますよう、皆様方のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、4番委員、12番委員、26番委員より欠席の届出がっております。

よって、出席委員は定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会長をお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員に、16番委員と18番委員をお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成29年2月期の会務報告と平成29年3月期の行事予定を、事務局長

が行います。

○事務局長

それでは、平成29年2月期の会務報告と平成29年3月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(2月会務報告、3月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年3月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成29年3月27日月曜日午後3時からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を平成29年3月27日月曜日午後3時からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第30号 農地改良等届出について 》

○議長

次に、報告第30号「農地改良等届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。報告第30号「農地改良等届出について」をご説明いたします。整理番号1番は、主要地方道平戸田平線道路改良工事により残地となる土地について嵩上げし、耕作利便を図るものです。

(報告第30号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第30号「農地改良等届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第31号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

次に、報告第31号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から5番までを議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、6番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書3ページをご覧ください。報告第31号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」の整理番号1番から5番を説明いたします。これは議案第59号農用地利用集積計画で審議頂きますが、申請人が解約して後継者が借り受けるものです。

(報告第31号1～5番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 5件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第31号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」の整理番号1番から5番までについては、届出のとおり処理することといたします。

それでは、6番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

それでは次に、同議案の整理番号6番並びに7番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書4ページをご覧ください。報告第31号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」をご説明いたします。整理番号6番並びに7番について説明いたします。

(報告第31号6～7番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第31号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」の整理番号6番並びに7番までについては、届出のとおり処理することといたします。

《 報告第32号 農地法第5条の規定による届出について 》

○議長

それでは、次に、報告第32号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書5ページをご覧ください。報告第32号「農地法第5条の規定による届出について」をご説明いたします。こちらは農地転用許可不要案件でありまして、借人は電気通信事業者で公共の用に要するために届出を出しております。

(報告第32号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第32号「農地法第5条の規定による届出について」については、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第33号 農地法第5条に係る違反転用について 》

○議長

それでは、次に、報告第33号「農地法第5条に係る違反転用について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書6ページをご覧ください。報告第33号「農地法第5条に係る違反転用について」をご説明いたします。先に説明を差し上げます。違反転用が発覚した場合は、現地を確認して、県に違反転用連絡票を提出します。その後の処理をどうするか県と協議することになります。今までの違反転用の案件は許可が出ていないのに、建物が建っていた、駐車場が出来ていたので、第4条、第5条の許可申請を追認で出してもらいました。さかのぼって申請を出してもらった形になります。こちらの案件は、住宅を建てるという事で、10年前に一度申請が出ているんですが、住宅を建てずに駐車場として利用している。許可は出ているのですが、内容が違っているという事で違反案件として上げています。今まで追認の場合、報告していませんでしたが、県の指針により共通認識として持っていたほうが良いという事で総会に報告させてもらいました。

今後の処理としましては、第5条の許可は1回出ていますので、内容の変更申請という事で、今後、総会に諮らせてもらうようになると思います。

(報告第33号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第33号「農地法第5条に係る違反転用について」については、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から4番を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書7ページをご覧ください。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番から4番をご説明いたします。

(議案第55号1～4番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番から4番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書8ページをご覧ください。議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。整理番号1番ですが、申請農地の上の山林に家を建設するので、その住宅への進入道路をつくるための許可申請になります。

(議案56号1番を朗読　パワーポイントを併用して説明　：1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」、説明が
終了したので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委員

整理番号1番の補足説明をします。事務局の説明があつたとおりでございますが、以前に非
農地通知申出の話があつた場所に住宅を建てるという事で、そこにつながる道路を造るとい
うことで14日に現地確認をしたところです。家庭排水がどうなっているかという問題が現
地確認の時にでまして、申請人関係者から合併浄化槽にしてきれいな水にして流すという事
でしたので問題ないのではないかと見てきました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員か
らの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定する
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに整理番号1番並びに2番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1番並びに2番をご説明いたします。

(議案57号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。

○委員

1番について補足説明します。この案件は半年くらい前に農業振興地域除外申請で皆さんに報告したところですが、その時から、住宅建設での農業振興地域を除外した案件でございます。譲渡人の子供が譲受人ということで同居していますが、自分たちの家が欲しいという事で、この畑を住宅建設のために贈与していただき建設するものです。排水関係につきましても、合併浄化槽で近くの側溝に流すという事で問題はないと思っておりますので、この案件については大丈夫と見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○委員

2番について補足説明します。14日3時から北部委員、事務局と申請代理人で現地確認いたしました。この案件につきましては、今回で3回の現地確認に行ったわけですが、先ほどの事務局の説明のとおり車庫兼作業所建設という事です。現在、以前に申請のあった住宅が建設中でした。175㎡の申請農地は3方から日照権が遮られるような場所でした。それもあり、また生活の便宜上、車庫兼作業所を建設するという事で仕方ないと思ってみたわけです。以上のようなことでよろしくご審議をお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1番並びに2番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1番並びに2番については、原案のとおり決定いたします。

次に同議案の整理番号3番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、ながさき西海農業協同組合の案件でございますので、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、組合の理事であります29番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号3番をご説明いたします。こちらも前回同様、畜産クラスター事業を活用しており、30頭規模の牛舎を建てるという事です。

(議案57号3番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委員

3番について補足説明します。2月15日9時半から地元委員、事務局、譲渡人、譲受人関係者と現地を確認してきました。事務局から説明がありましたとおり、前回、贈与で譲渡人の農地になっている農地です。これにつきましては、地目が水田になっていますが、客土をして畑になっていて馬鈴薯を作っていたのですが、馬鈴薯を作るにはいい畑でしたが、牛舎を建てるにもいいところだと見てきました。先ほど説明がありましたとおり、雨水については側溝があります。糞尿は牛床内土着菌による自然発酵で処分するという事でした。日照権については、近くに太陽光パネルがあるんですが、それについては、若干、日照の問題が出てくるのではないかと譲渡人も話していましたが、問題が発生したときは持主と協議することになっているそうでございます。

それと、近くに平戸口中央家畜市場がありますけれど、大きな公共施設との距離関係で問題があるのではないかと農林課に調べてもらいましたが、そういう規定はないという事でしたが、いろいろな病気もありますので、譲渡人に防疫対策もしっかりして下さいと話してきました。以上です。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号3番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号3番については、原案のとおり決定いたします。

それでは、29番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第58号 非農地通知申出について 》

○議長

次に、議案第58号「非農地通知申出について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをご覧ください。議案第58号「非農地通知申出について」を説明いたします。

(議案第58号1～4番を朗読、パワーポイントを併用して説明：4件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

整理番号1番の補足説明をします。2月14日午後に事務局と関係委員、申請人代理人の立会いの元、現地確認を行いました。事務局の説明があつたとおり、何年も耕作していないので竹や杉の木が密集してしまつて、農地としてはまったく使えない状況です。またここだけではなく近辺の土地も同じような状況で、おそらく払うことも出来ないでしょうし、ここは農地としては見捨てるのではないかとみてきました。ご審議の程よろしくお願いします。

○委員

整理番号2番の補足説明をします。2月15日の午後、地区担当委員、事務局2名、申出代理人で現地確認をしてきました。竹が密集しておりまして、畑の形状もわからない状態でしたので非農地で良いのではないかと確認してきました。よろしくお願いします。

○委員

整理番号3番について説明いたします。2月15日午後、地区委員、事務局、申出代理人で現地確認をしました。写真で見ていただいたとおり、竹、灌木が茂っており、農地としては困難と見てきました。よろしくお願いします。

○委員

整理番号4番について説明いたします。2月15日午後より、地区委員、事務局、申出代

理人で現地確認をしました。行くところ行くところ雑木、原野、森林のような状況でございまして、何も説明する必要はないという事で話してきました。道はあるのですが坂道で、ようやく上って現場を見たわけです。この周辺は昔はほとんど畑だったんですが、このような状態になっています。ご検討をお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第58号「非農地通知申出について」は原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第58号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地として決定いたします。

《 議案第59号 第11回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

次に、議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。はじめに議案書12ページから13ページまでの利用権設定各筆明細の賃借権1年から6年までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書12ページをお願いします。議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。新規1件1筆2, 388㎡、再設定1件1筆968㎡、合計2件2筆3, 356㎡となります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。新規1件2筆1, 870㎡となります。

(整理番号1番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定各筆明細の賃借権1年から6年までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定各筆明細の賃借権1年から6年までは、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案の14ページの利用権設定各筆明細の賃借権10年以上の整理番号1番並びに2番を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

○事務局

議案書14ページをお願いします。議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」利用権設定各筆明細の賃借権10年以上の整理番号1番並びに2番を説明いたします。新規1件5筆6, 388.43㎡、再設定1件3筆7, 592㎡、合計2件8筆13, 980.43㎡となります。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。利用権設定各筆明細の賃借権10年以上の整理番号1番並びに2番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議 長

異議がないという事ですので、利用権設定各筆明細の賃借権10年以上の整理番号1番並びに2番については、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案の14ページの利用権設定各筆明細の賃借権10年以上の整理番号3番から8番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、6番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書14ページをお願いします。同議案、利用権設定各筆明細の賃借権10年以上の整理番号3番から8番までを説明いたします。新規6件30筆31,802㎡となります。

(整理番号1～2番を除く3～8番を朗読：6件)

賃借権10年以上の合計は、新規7件35筆38,190.43㎡、再設定1件3筆7,592㎡、合計8件38筆45,782.43㎡となります。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○委 員

せっかく息子さんに集積されると聞いていましたので、農地中間管理機構を使うと期待

をしておったのですけれど、その点については事務局の方からお願いできなかったのですか。

○事務局

こちらにつきましては本人の意向という事で、農地中間管理機構は使用しておりません。

○議長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。利用権設定各筆明細の賃借権10年以上の整理番号3番から8番までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長

異議がないという事ですので、利用権設定各筆明細の賃借権10年以上の整理番号3番から8番までについては、原案のとおり決定いたします。

それでは、6番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

次に、同議案15ページから17ページまで利用権設定各筆明細の使用貸借中野地区土地改良区関係の集積計画の整理番号1番から8番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書15ページをお願いします。同議案、利用権設定各筆明細の使用貸借中野地区土地改良区関係の集積計画の整理番号1番から8番になります。農地中間管理機構との使用貸借権を設定するものです。新規8件貸借期間は10年で47筆75,655㎡となります。

(整理番号1～8番を朗読：8件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借中野地区土地改良区関係の集積計画の整理番号1番から8番までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないという事ですので、議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借中野地区土地改良区関係の集積計画の整理番号1番から8番までは、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案の17ページの中野地区土地改良区関係の集積計画の整理番号9番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、28番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書17ページをお願いします。同議案、中野地区土地改良区関係の集積計画の整理番号9番を説明いたします。新規1件貸借期間10年で5筆8,609㎡となります。

(整理番号9番を朗読：1件)

中野土地改良区関係の合計は新規9件貸借期間10年で52筆84,264㎡となります。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借中野地区土地改良区関係の集積計画の整理番号9番は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借中野地区土地改良区関係の集積計画の整理番号9番については、原案のとおり決定いたします。

それでは、28番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議 長

次に、同議案の18ページから20ページまでの生月地区和牛部会関係、並びに21ページから22ページまでの獅子地区耕作放棄地解消事業関係の集積計画を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書18ページをお願いします。同議案の生月地区和牛部会関係並びに獅子地区耕作放棄地解消事業関係と農地中間管理機構との使用貸借権を設定するものです。生月地区和牛部会関係の合計は新規9件貸借期間10年で47筆41,795㎡となります。

(整理番号1～9番を朗読：9件)

獅子地区耕作放棄地解消事業関係の合計は新規10件貸借期間5年で14筆3,618㎡となります。

(整理番号1～10番を朗読：10件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。なにかございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借生月地区和牛部会関係、並びに獅子地区耕作放棄地解消事業関係の集積計画は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借生月地区和牛部会関係、並びに獅子地区耕作放棄地解消事業関係の集積計画は、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案の23ページから33ページまでの向月地区基盤整備事業関係の集積計画の整理番号1番から22番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書23ページをお願いします。同議案の向月地区基盤整備事業関係で農地中間管理機構との使用貸借権を設定するものです。整理番号1番から22番になります。22件全て新規、貸借期間5年が4件で38筆16,044㎡、貸借期間10年が18件で245筆106,335.18㎡となります。合計で22件283筆122,379.18㎡となります。

(整理番号1～22番を朗読：22件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。なにかございませんか。

○委 員

向月地区の整備事業なのですが、国営事業ですか県営事業ですか。あと補助率などがわか

れば説明してもらいたいのですが。

○事務局

調べてから、ご連絡したいと思います。

○委員

はい、わかりました。

○議長

他にありませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借向月地区基盤整備事業関係の集積計画の整理番号1番から22番までの集積計画は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借向月地区基盤整備事業関係の集積計画の整理番号1番から22番までの集積計画は、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案の33ページの向月地区基盤整備事業関係の集積計画の整理番号23番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により14番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書33ページをお願いします。同議案の向月地区基盤整備事業関係の整理番号23番になります。新規で貸借期間10年が1件16筆4,407㎡になります。

(整理番号23番を朗読：1件)

向月地区基盤整備事業関係は、貸借期間5年が4件38筆16,044㎡、貸借期間が10年が19件261筆110,742.18㎡、合計が23件299筆126,786.18㎡となります。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。なにかございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借向月地区基盤整備事業関係の集積計画の整理番号23番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第59号「第11回農用地利用集積計画(案)について」の使用貸借向月地区基盤整備事業関係の集積計画の整理番号23番について、原案のとおり決定いたします。

それでは、14番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第60号第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議長

次に、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。はじめに議案書35ページから37ページまでの中野地区土地改良区関係の配分計画の整理番号1番から8番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

最初に議案書の修正をお願いします。52ページ左下「計」の箇所ですが、新規設定計16を14に、新規中期間5年6を4に、合計16を14に修正をお願いします。

それでは、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明いたします。議案書35ページをお願いします。農用地利用配分計画の中野土地改良区関係の整理番号1番から8番になります。新規10年で8件47筆75,655㎡となります。
(整理番号1～8番を朗読：8件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

修正については議案説明に入る前に、修正箇所の説明していただきたいと思います。

○事務局

申し訳ありませんでした。議案説明に入る前に修正をすればよかったです。次回からそのようにいたします。

○委員

はい。

○議長

他にありませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の中野地区土地改良区関係の配分計画の整理番号1番から8番までを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の中野地区土地改良区関係の配分計画の整理番号1番から8番までを原案のとおり決定いたします。

次に、同議案の37ページの中野地区土地改良区関係の配分計画の整理番号9番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、28番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書37ページをお願いします。同議案の中野地区土地改良区関係の整理番号9番になります。新規1件で5筆8,609㎡となります。

(整理番号1～8番を除く9番を朗読：1件)

中野土地改良区関係は合計、新規9件貸借期間10年で52筆84,264㎡となります。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の中野地区土地改良区関係の配分計画の整理番号9番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する

意見について」の中野地区土地改良区関係の配分計画の整理番号9番については、原案のとおり決定いたします。

それでは、28番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

次に、同議案の38ページから40ページまでの生月地区和牛部会関係の配分計画の整理番号1番から5番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書38ページをお願いします。同議案の生月地区和牛部会関係の整理番号1番から5番までになります。新規5件貸借期間10年で43筆36,546㎡となります。

(整理番号1～5番を朗読：5件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の生月地区和牛部会関係の配分計画の整理番号1番から5番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の生月地区和牛部会関係の配分計画の整理番号1番から5番については、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案40ページの生月地区和牛部会関係の配分計画の整理番号6番を議題とした

します。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、24番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書40ページをお願いします。同議案の生月地区和牛部会関係の整理番号6番になります。新規で貸借期間10年が43筆36, 546㎡となります。

(整理番号6を朗読：1件)

生月地区和牛部会関係は合計が6件全て新規で貸借期間10年で47筆41, 795㎡となります。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の生月地区和牛部会関係の配分計画の整理番号6番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の生月地区和牛部会関係の配分計画の整理番号6番については、原案のとおり決定いたします。

それでは、24番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

次に、同議案の41ページの獅子地区耕作放棄地解消事業関係の配分計画を議題といたします。ただし、この案件につきまして、平戸市農業委員会会議規則第19条による議事参与の制限規定により、11番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書41ページをお願いします。同議案の獅子地区耕作放棄地解消事業関係になります。1件新規で貸借期間5年が14筆3,618㎡となります。
(整理番号1番朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

○委員

耕作放棄地解消ということで、〇〇委員が全部借りてから耕作放棄地解消事業をするという事ですか。

○事務局

こちらは補助を受けた耕作放棄地解消事業という事で〇〇委員が計画しておりまして、絶対条件ではないのですが、農地中間管理事業を利用することで補助事業が通りやすくなるという事で農地中間管理事業を通しております。

○委員

どのような補助があるのですか。全部借りた分は解消するという事でしょう。

○事務局

その農地全てではなかったと思うのですけれど、この中の8割程がA判定となっております。そこを解消して〇〇委員が利用するという事で、反当り5万円の補助があります。

○議 長

よろこびますか。

○委 員

あのちょっとまだ詳しくわかりませんが、これは後でよく聞かせていただきます。

○議 長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議 長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の獅子地区耕作放棄地解消事業関係については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の獅子地区耕作放棄地解消事業関係については、原案のとおり決定いたします。

それでは、11番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○事務局

次に、同議案の42ページから52ページまでの向月地区基盤整備事業関係の配分計画を議題といたします。はじめに整理番号1番から13番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書42ページをお願いします。同議案の向月地区基盤整備事業関係の整理番号1番から13番になります。全て新規で貸借期間5年が4件38筆16,044㎡、貸借期間10年が9件244筆105,311.18㎡、合計13件282筆121,355.18㎡となります。

(整理番号1～13番朗読：13件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の向月地区基盤整備事業関係の整理番号1番から13番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の向月地区基盤整備事業関係整理番号1番から13番については、原案のとおり決定いたします。

次に、同議案の52ページの向月地区基盤整備事業関係の配分計画の整理番号14番を議題といたします。ただし、この案件につきまして、平戸市農業委員会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、14番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書52ページをお願いします。同議案の向月地区基盤整備事業関係の整理番号14番になります。1件新規で貸借期間10年が17筆5,431㎡となります。

(整理番号1番朗読：1件)

向月地区基盤整備事業関係の合計は全て新規で、貸借期間5年が4件38筆16,044㎡、貸借期間10年が10件261筆110,742.18㎡、合計299筆126,786.18㎡となります。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

○委員

この案件については賛成です。異議ありません。ただ今まで説明した議案第60号の配分計画の項目名についておかしいと感じるのがあるのですが、出し手が(所有者)と書いてありますね。所有者と書いてあるのは違和感があります。所有権は移転しているわけではないので、出し手で(貸付者)というような表現にするのが本当ではないかと思います。どうでしょうか。

○事務局

確かに所有権があるわけではなく、貸借ということですので、事務局で協議したいと思います。

○議長

他にありませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の向月地区基盤整備事業関係の整理番号14番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第60号「第4回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の向月地区基盤整備事業関係の整理番号14番については、原案のとおり決定いたします。

それでは、14番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第61号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて 》

○議 長

次に議案第61号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第61号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」を説明いたします。農地の生前一括贈与に伴う、贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けている受贈者は、3年ごと、税務署及び長崎県に納税猶予継続適応届出書の提出が義務づけられています。提出された納税猶予継続適応届出書に添付する書類として引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要となります。証明書を発行するには総会での議決が必要になることから、証明をお願いするものです。地区担当委員には個別に確認をいただいております。

(証明出願者名簿を使用して説明：6名)

○議 長

ただいま事務局より議案第61号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結いたします。議案第61号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」は、原案のとおり決定

することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので議案第61号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」は、原案のとおり証明することといたします。

《 議案第62号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について 》

○議長

次に、議案第62号農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案54ページをお願いします。議案第62号農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について説明いたします。前回総会の折り、少し説明した事ですが、農地法第3条で所有権を移す場合、農地を買ったり譲ってもらったりする場合は、ある程度の面積が必要となってきます。それが下限面積といいまして、農地法上、北海道は2ha、それ以外は50aとなっています。ただこの50aも各地区の現況に合わせて、別に設定することが出来ます。それが別段面積となっています。この別段面積なんですけれども、毎年実施している利用状況調査の結果を基にして、毎年、設定したり修正をする必要がないかを検討しなければならぬとなっています。

そこで今回、このようにして総会に諮るものです。市内で5地区が別段面積を設定しています。現行下限面積と現状に違いのある地区が、平戸地区、獅子地区、生月地区です。平戸地区の現行下限面積30aを40aに上げる、生月地区の現行下限面積30aを50aに上げるというのは、現実的ではないと思います。獅子地区は現行下限面積50aが現状では40aに減っています。この理由としては耕作放棄地が増えて耕作面積が減っていることが上げられると思います。ここで事務局の提案ですが、現行下限面積を現状に合わせて上げることはせずに良いのではないかと思います。ただ、獅子地区に関しては5割の基準を満たす面積が40aと実際少なくなっていますので、今回の別段面積の見直しを、現行下限面積50aを40aに下げて良いのではないかと思います。そういう事も含めて検討していただきたいと思います。どうでしょうか。

○議 長

ただ今、事務局より議案第62号農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

○委 員

私も根獅子地区で獅子地区に入るわけですが、この表を見ていただくとわかるように現状と比べた場合、40aのほうが良いのではないかと、もっと下げてもらってもいいと思います。今後、新規就農を考えた場合も下げてもらったほうが良いのではないかと、ご検討をお願いします。

○議 長

ほかにごございませんか。今、獅子地区のほうから現行下限面積を50aから40aに下げるとい話があっておりますが。

(質疑なし)

○議 長

異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議 長

大丈夫ですか。いいですね。他の地域のことも考慮しながら検討していただいて、ご意見を述べていただきたいと思っておりますけれど。

(質疑なし)

○議 長

意見がないという事ならば。

○委 員

毎年、利用状況調査をしている中で、段々と耕作放棄地が増えているわけですね。Uターンもなかなか難しい。Iターンでは農地をもてないんですね。全体的に現行下限面積を下げていいと思っています。今、地元の人が高齢化して農業を出来なくなっているわけですから、

あとはIターン、Uターンで来てもらって、呼び寄せてですね、農地は余計持たなくても、農地を買われる。現行下限面積は下げてもいいと思いますが、みなさんがどういうお考えなのかどうか。

○委員

平戸地区なんですけど、私の担当地区は農地利用状況調査で見ていると、旧町部なんですね。そういう事で農地として活用されていないところが多い。果樹とかいろんなものを植えてある。農地としてみているんですけど、経営耕地面積が10aから20aの人が半分近くいる、これが私の担当地区の現状なんです。これを、現行下限面積を40aに上げた場合、ほとんどおそらく農家をやっていく人、農地も持たず農家をやってみようかという人は出てこないと思います。現状の現行下限面積は30aにしておいていただかないと、上げた場合、益々、農業をする人はいないという結果になると思います。新規参入者が今後入ってくるためには、あんまり引き上げた場合は難しい、その辺配慮して欲しいと思います。

○委員

昔は土地利用型の農業で、広い農地を持ってその中からの収益で農業経営をやっていたわけなんです。今は少ない面積でも反面積の収益を上げたりして、農業をやっていると思っています。農地を取得するに当たって農業経営のあり方もお聞きになるだろうと思いますので、そこを踏まえて、30aでも農業をやっている社会になっていると思っているので、下限面積を下げることに賛成です。

○事務局

皆さんいろいろ各地区でご意見がございます。ですから、今回議案として提出しておりますが、次回総会ででも決定がいいのかなと思っておりますので、各地区で、委員さんでこの表を基本にご協議いただきたいと思います。ただし、貸し借りについては制限はありませんので、新規就農で農地を持つというのは大変でしょうから、貸し借りで農地を持つことも出来ますので、それを踏まえて、各地区で下限面積をよくご検討していただき、来月よろしければ、もう一度議案として提案させていただきたいと思います。

○議長

それでは、ただ今事務局が言いましたように各地区委員さんで検討されて、地域の皆様方と相談をしながら、来月の総会で決定させていただくようお願いしたいと思います。この下限面積につきましては、毎年総会にかけるという事になっておりますので、毎年、変更がなくても総会にかける事となっておりますので、よろしくお願ひします。

○事務局

できれば、10日位までに結果を地区代表委員から事務局へご連絡いただければ、次回の議案として提案していきますので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、議案第62号農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定については、次回総会で決定することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

《 議案第63号 農作業賃金等の標準額(案)について 》

○議長

次に議案第63号「農作業賃金等の標準額(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第63号「農作業賃金等の標準額(案)について」を説明いたします。議案書55ページをご覧ください。平成29年度農作業賃金等の標準額(案)として提案させてもらっています。この内容についてはご一読していただければお分かりかと思うのですが、去年と金額的に内容は変わっておりません。去年から金額に幅を持たせた設定をしていただいて、今回もこのまま上げています。近隣の松浦市、川棚町の農作業賃金等の標準額を見させていただいております。今年度は問い合わせがあった場合に、この額を提案しておりますが、何も非議はあっておりません。表の下にも書いてあるように、標準額となっておりますので、当事者双方で協議の上決定して下さいとしています。今年度もこれでいかせていただきたいと思って提案しています。以上です。

○議長

ただいま事務局より議案第63号「農作業賃金等の標準額(案)について」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

○委員

現在の県の時給の最低賃金はいくらですか。

○事務局

県の時給最低賃金は7 1 5円です。

○委員

農作業賃金の中に前年は乾燥があったと思うのですが、なかったですか。

○事務局

前年は2月総会提案の時は乾燥が入っていたんですが、各地区で単価がばらばらという事で、3月総会で再度提案して、はずさせてもらいました。

○議長

他にありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第63号「農作業賃金等の標準額(案)について」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

意義がないということですので、議案第63号「農作業賃金等の標準額(案)について」、については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第64号 農地台帳の点検の実施について 》

○議長

次に議案第64号「農地台帳の点検の実施について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第64号「農地台帳の点検の実施について」を説明いたします。農地台帳整備等実施規程第3条の規程に基づき毎年、農地台帳の点検を実施するものです。委員ごとの担当地区

点検リストをお配りしています。農作業従事日数による農家、非農家の確認をお願いします。対象者は農家台帳記載者で18歳以上の者です。対象世帯は10a以上の耕作面積を有する者です。点検内容は年間農業従事日数が60日以上ある場合で、農家、非農家の判断をお願いします。不明のケースは何も記載していただかなくて構いません。確認していただき3月総会までに提出していただくようお願いします。

○議長

ただいま事務局より議案第64号「農地台帳の点検の実施について」の説明が終わりましたので、後ほど農地台帳の点検について、確認審査をお願いいたします。なお、点検事項でご質問がある方は、事務局へ逐次お尋ね下さい。

それでは、本日本日予定しておりました総会議案は議案第64号「農地台帳の点検の実施について」の、決定審査を除き全ての審査を終了いたしました。

○議長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年2月期、第11回総会を閉会いたします。

— 午前11時55分終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 2016版農業者年金パンフレット
- ・資料3 農地賃借料情報の公表について

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 29 年 3 月 9 日

会 長 丸 田 保

16 番委員 瀧 山 博

18 番委員 末 吉 清 彦